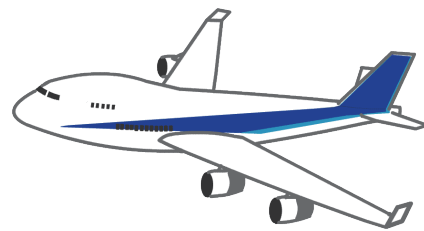


羽田空港への新離発着ルートに関する意見交換会

—五反田上空を航空機が飛ぶ必要性、安全性、騒音について

講師：国交省東京国際空港環境企画調整室長 星明彦氏



池田山住環境協議会では、国交省の羽田空港離発着ルートの決定にあたって情報公開を進める担当室長*に来ていただき、意見交換を行いました。参加者からはルート新設の必要性について多くの疑問が出され、また騒音に関しては周辺状況によって聞こえ方が全く異なるため、国交省が「テスト飛行」を行うよう強く要望しました。

*室長の星明彦氏は、公共事業を伴わない公共政策（今回は航路の見直し）としては初めて「パブリック・インヴォルヴメント（住民参加）」を行おうとしている方です。飛行の影響に関して正しく情報を開示し、住民との間で双方向コミュニケーションを図ると言われていますので、今後も密に連絡を取り進行状況をチェックしていきます。

池田山のこれからについて一緒に考えましょう！

今も解決すべき問題が、次々起こっています。

★マンション建設に対して監視の目を！

裏面の文書にあるように末長組建設のマンション管理規約に以下の2点を盛り込ませることができました。今後は池田山内のマンション建設計画に対して、同様の申し入れを行っていきます。

- 1) 民泊の禁止
- 2) オフィスとしての利用制限

また東五反田5-27（池田山西側奥）で進むマンション建設計画についても、当該地が品川区の崩落危険地に指定されていることから、安全面を厳しく追及するとともに、今後の進捗状況を見守ってまいります。



★「夢工房」の不正発覚！

先月、関西のテレビや新聞で社会福祉法人夢工房の不正が大きくニュースとなりました。各紙で「保育園運営費2750万円不正流用か 芦屋の社福法人」「不適正経理 県と姫路市指摘、調査委を設置へ」「運営費3千万円不正流用か 兵庫・芦屋の社会福祉法人 理事長身内に渡す」といった見出しが躍っています。その結果黒石理事長は、兵庫県の社会福祉経営者協議会理事、社会福祉政治連盟会長、保育推進連盟理事を除名になる前に辞任したそうです。

もし今年「夢工房の保育園」が計画通り開園してしまっていたら、池田山もまたスキャンダルの渦に巻き込まれていたかもしれません。あらためて、そういった事態が避けられたことを素直に喜びたいと思います。

池田山住環境協議会では今後も池田山を取りまく諸課題について皆さまと一緒に考えてゆきます。

池田山住環境協議会

事務局：東京都品川区東五反田5-25-19 tel (03)3445-1004

ご参考：池田山内2箇所でマンション建設を進める末長組からの回答です

株式会社 末長組

(住所) 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷3-13-31

(TEL) 044-888-2068 (代)

下記の条文を管理規約に記載します。

平成 28年 6月 8日

*下線は池田山住環境協議会事務局が引きました。

「オフィスとしての利用制限」

★ (専有部分の用途)

第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。ただし住戸で業務を行う職業に就いている区分所有者又は占有者が、主にその専有部分を在宅業務用の事務（以下「在宅業務用事務所」という。）として兼用する場合はこの限りでない。

2 前項により在宅業務用事務所として兼用する場合は、その住戸における専有部分の床面積割合が2分の1未満かつ事務所に供する面積が50㎡以下でなければならない。

3 在宅業務用事務所として使用する場合であっても、不特定多数の者の出入りのある業務など、他の区分所有者又は占有者に迷惑をおよぼすおそれのある用途には供してはならない。また、郵便受け、表札等には個人名のみを表記とし、共用部分等に看板等営業目的の表記は一切できないものとする。

「民泊の禁止」

★ (専用部分の用途)

第12条

追加① 区分所有者は、その専有部分を営利目的とした宿泊及び滞在の用に供してはならない。また、所有者不在でのゲストハウスとしての使用をさせてはならない。

追加② 区分所有者は、その専有部分を法規に抵触する不正なシェアハウス等の用に供してはならない。

★ (区分所有者の責務)

第24条

追加④ 営利目的とした宿泊及び滞在の用に供すること、所有者不在でのゲストハウスとして使用させること等、共同の利益に反する行為を行う又は行うおそれのある者

『使用細則』

(専有部分における禁止事項)

第6条 区分所有者及び占有者は、次の行為をしてはならない。

二 手段を問わず、専有部分の利用に係わる広告等を載せる行為。ただし、宅地建物取引業者等が業務として行う場合を除く。

三 インターネット等の広告媒体を利用し、専有部分を一月未満の短期で借受ける者を募集する行為。

四 不特定の第三者と短期賃貸借契約(マンスリーマンション、ウィークリーマンション等)を繰り返す行為。

五 不特定の第三者を対象とした旅館業及びこれに準ずる行為。

六 シェアハウス等の居室の数を越える数の者による居住、宿泊及び滞在。

七 その他、良好な住環境を阻害すると理事会が認めた行為。